平成２９年（再口）第２号

兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の190
再生債務者　岸本　憲明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２９年（再口）第４号

香川県高松市多肥下町1555番地９　サーパス太田公園308
再生債務者　川上　泰孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（再口）第１号

香川県観音寺市南町１丁目８番25号
再生債務者　宮脇　信之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月25日
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（再口）第１号

長野県佐久市塚原2351番地
再生債務者　小林　玲子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月25日　長野地方裁判所佐久支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再口）第４６号

秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下11番地　三浦　良一
小阿地字坂ノ下11番地
再生債務者　前山みづき（認可決定時の氏名三浦みづき）
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年２月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年５月25日
秋田地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年６月４日　福岡県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
(1)　小学校教諭一種免許状、平25小一種第263号、福岡県教育委員会、平成26年２月28日、福岡県、森山　大、平成30年４月27日
(2)　中学校教諭一種免許状、平16中１第15003号、東京都教育委員会、平成16年３月31日、福岡県、宮浦　晋一、平成30年４月27日
(3)　高等学校教諭一種免許状、平16高１第15868号、東京都教育委員会、平成16年３月31日、福岡県、宮浦　晋一、平成30年４月27日
２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により大和工業株式会社（乙、住所大阪市城東区成育三丁目一三番六号）の不動産賃貸部門に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年三月三十日
掲載頁　一〇九頁（号外第七十三号）
平成三十年六月四日
大阪市城東区成育三丁目一三番六号
株式会社大和ブレイブ
代表取締役　北村　宗和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月四日
仙台市青葉区一番町一丁目一五番一〇号
黒沢防災設備合資会社
代表社員　黒澤　彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月四日
さいたま市南区内谷四丁目一〇番一一―四一〇号
aleario合同会社
代表社員　浅倉　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成三十年七月六日であり、組織変更後の商号は株式会社ケイ・ティ・リアルエステートとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月四日
愛知県名古屋市千種区清住町二丁目三一番地の二五ローレルコート東山五一一号
合同会社ケイ・ティ・リアルエステート
代表社員　田中　一行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月四日
大分県玖珠郡九重町大字町田二〇九八番地の一　合資会社グランドホテル山の湯
代表社員　池部　俊慈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇万円減少し六〇〇万円とすることにいたしました。
減少する四〇〇万円については資本準備金とします。
効力発生日は平成三十年七月十日であり、株主総会の決議は平成三十年六月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成三十年六月四日
東京都港区南青山二丁目一一番一七号第一法規本社ビル二階　株式会社アーキベース
代表取締役　岩木　亮介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し九百九十九万円とし、減少する一万円を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年七月六日であり、株主総会の決議は、平成三十年五月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成三十年六月四日
東京都文京区本郷二丁目三五番一七号
株式会社ＮＥＴ総合研究所
代表取締役　齊藤　實

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月四日
横浜市金沢区瀬戸三番五―八〇一号
合同会社鈴玉
代表社員　児玉　成弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年八月五日であり、株主総会の決議は、平成三十年五月二十二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月四日
新潟県魚沼市上折立五九番地
有限会社神風館
取締役　星　忠志